

# 総務常任委員会

平成19年11月26日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次

## 2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	池田 善紀	総 務 課 長	清水 建也
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
企画財政課長	面卷 昭男	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
税 務 課 長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
教委総務課長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	清水 修一	同 課 長 補 佐	山崎 篤
生涯学習課技師	平田 政彦	監 査 書 記	佐藤 滋生
会 計 管 理 者	浦口 隆	会 計 室 長	清水 孝悦

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、紀委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長が出張されておりますので、副町長の挨拶をお受けいたします。  
芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、紀委員、のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

前回の委員会において、（仮称）文化財活用センターに係る整備事業費等の説明を受け、委員から、基本設計段階の事業費と比較し約1億円の増となっていることについてや、建築内容の変更についてなど、色々質疑がなされております。理事者からは、藤ノ木古墳出土品の里帰り展示をする際にそれを保管するために必要な特別収蔵庫を設けたとの説明もございましたが、当委員会として、博物館の収蔵庫等の施設・設備について実際に現地調査を行い、理解を深めたうえで、その適否を議論したほうが良いと思いましたので、去る11月13日に、樫原考古学研究所附属博物館の現地調査を実施させていただきました。また、新しく議員になられた方にも、これまでの経緯などについてご理解していただくため、帰町後は勉強会もさせていただいたところがございます。委員皆様には、お忙しいところ、また急遽のご案内にも

かかわりませず、ご参加いただき大変ご苦労さまでございました。

理事者におかれましては、（仮称）文化財活用センターの整備事業費等について、現地調査及び勉強会、また前回の委員会における各委員の質疑、ご意見を十分踏まえられて、あらためてご説明をいただきたいと思います。

それでは、理事者の報告を求めます。 栗本教育長。

教育長

今提案させていただいております、継続審議の説明に入らせていただきます前に、一言お詫びを申し上げておきたいと思います。

去る11月13日にも委員の皆さん方にご足労いただきまして、今回整備しようとする（仮称）文化財活用センターの特別収蔵庫等の視察をしていただきまして、檀原考古学研究所までご足労いただき、ご視察いただいたんでございますが、前回の委員会で説明させていただきました内容について、色々と議員皆さん方ご指摘をいただき、大変申し訳なかったと思っています。

前回の報告いたしました、（仮称）文化財活用センター整備事業に伴います資料の、（仮称）文化財活用センター整備事業費内訳比較表の内容につきまして、比較すべき事業費やあるいは建築面積等につきまして、幾つかの誤った点がございまして、ここに深く委員皆様方にお詫び申し上げたいとこのように思います。本日はその訂正箇所等につきまして、この後、詳細に担当課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。また、今後こうした間違いのないよう、資料を十分調製いたしまして、提出させていただきたいという風に思っておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

生涯学習  
課長

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

最初に、史跡藤ノ木古墳の整備についてご報告いたします。

今年度の整備工事につきましては、9月議会にて議決を得ました後

に着工をいたしまして、墳丘部分での保護のための盛土工事及びコグマザサによる植栽工事を終えまして、現在墳丘周辺の盛土工事及び園路整備を行っているところであり、進捗率としましては、約40%でございます。

また、今年度内での整備事業の完了を目指す目的から、追加要望をしておりました説明板設置工事等の事業につきましては、文化庁より11月1日付けで交付決定をいただいたところであります。今後とも関係機関のご指導を得ながら、今年度内の整備完成を目指し推進してまいります。

なお、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会につきましては、10月4日に開催をいたしまして、現地視察をする中、昨年度に実施しました事業概要と今年度の事業概要についてご報告いたしまして、ご検討いただき、ご了解いただいております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

今年度の事業として計画しておりました整備に伴う発掘調査につきましても、文化庁より11月1日付けで国庫補助事業の二次採択の交付決定をいただいたところであります。現在今年度の事業での中心となります史跡地全体の地形測量に向けて、準備を進めているところであります。

次に、(仮称)文化財活用センターについてであります。

まず、最初にお詫び申し上げますのは、前回の9月19日開催の総務常任委員会に、資料を提出し、ご報告させていただきました(仮称)文化財活用センター整備事業費内訳比較表につきましては、いくつかの誤った点や、委員の皆様にご説明のいたらなかった点がございましたことから、今回その訂正箇所についてご説明させていただきたいと思っております。つきましては、今回表を見やすくするため、今後の事業を推進してまいります「建物建築費」、「展示設備費」等の説明にあたり比較する箇所を絞り込んだ補訂版となります資料1をご用意させていただきましたので、この資料に基づきましてご説明させていただきます。

なお、今回の説明にあたり、前回提出資料、以前に総務常任委員会に提出させていただきました資料も、参考資料として、2枚目でございますが、平成18年6月開催の総務常任委員会において提示しました資料Aと、3枚目でございます、平成17年6月開催の総務常任委員会において提示しました資料Bの2枚をご用意させていただきましたので、それらにつきましても随時ご参照いただきたいと思います。

では、資料1をご覧いただきたいと思います。

この表におきまして、(B)の事業費概算額につきましては、前回提出の資料におきまして、3億5,570万円としておりましたが、ここで比較すべき事業費としましては、本来でしたら資料Aの次のページでございますが、平成18年6月開催の総務常任委員会において提示しました整備費3億5,124万7千円とすべきものでありました。本当にご迷惑をおかけいたしました。今回その補訂をいたしましたのでよろしくお願いいたします。

次に、この事業費うちの、建築工事費1億円につきましても、本来でしたら資料Aにおける(C)でございます。資料Bで17年度の資料でございますが、学習施設整備という中で、黒塗りの部分でございますが、1億3,990万円とすべきものでありました。この金額につきましては、資料Bをご覧いただきたいと思います。資料Bで、この資料作成の段階では、史跡藤ノ木古墳の学習施設として、まだ具体的な内容が定まっておらず、整備費の概算として計上していたものであります。よって、前回の総務常任委員会におきまして、その差額の比較を説明し、ご検討いただいた際に、混乱を招いてしまいましたことに、お詫び申し上げます。

次に、前回の総務常任委員会へ提出し、ご報告させていただきました資料における増築分と管理棟の建築工事費として計上しました金額につきましては、前回内容での説明でも申しておりましたが、外構工事費用の約5,070万円を含めた金額でございました。

そうしたことから、建築面積あたりの比較検討に適さないことから、今回の資料におきまして、種別を分けまして提示させていただいてお

ります。なお、この外構工事の費用につきましては、実施設計以前の段階では算出できておりませんでしたので、計上していないものであります。本当に議員皆様には私どもの提示させていただいた比較資料等で大変ご迷惑をおかけし、今後こういう事がないように十二分に最善の注意や配慮をしてまいりますのでご理解の程よろしくお願い申し上げます。

それでは、これから、1枚目の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

増額となっております管理棟の建築工事費につきましては②のところでございます。事業費概算額が7,950万円。そのうち、特別工事費が2,680万円となっております。以前にもご説明いたしましたとおり、国宝の里帰り展示に向けた文化庁との協議を進めましてまいりました結果、国宝展示に伴う条件として文化庁の指導による設計変更によるものでございます。そこで、あらためましてその詳細内容についてご説明申し上げます。

まず、特殊工事のうちの「特別収蔵庫」についてであります。その名の通り特殊な仕様でありまして、収蔵庫の内部は調湿を目的とした調湿板による壁やブナ材の床といった内装であり、その扉厚は約17センチで枠の奥行きは38センチになり、2時間の耐火性を持ち、庫内の限界温度は80度以下とする耐火構造となっており、この部分だけで約930万円を要します。

このほか、展示棟及び管理棟の総合管理をする電気設備として、総合監視盤やI T V監視（監視カメラ）の設備として約550万円を要しております。

次に、国宝展示に伴う博物館相当の条件整備として特別収蔵庫への恒温・恒湿型空調設備の設置及び特殊消火設備の設置にかかる費用として約1,200万円を要しております。

このような、管理棟建築工事における特殊な内容として、この3点で約2,680万円を要しております。

次に建築面積についてであります。前回の委員会において管理棟の

建築面積として、154.7平米と申し上げましたが、この数字は基本設計段階の建物だけの大きさでありまして、実施設計において荷解場や通路等の面積を加算したいわゆる建築面積としましては、191平米となっております。なお、展示棟の建築面積につきましては、約341平米となっており、総建築面積は532平米となっております。

また、特別収蔵庫設置に伴う前室の設置につきましては、当初「作業室」をそれにあてる計画をしておりましたが、別に「前室」として設置するよう文化庁からの指導がございました。このことにより、これまでの総務常任委員会におきまして作業室としての利用を計画していると説明しておりました部分につきましては、作業スペースとしては身狭になりましたことから、会議室として使用することと致しておりました。しかし、会議に限った利用だけでなく、整理作業もできる多目的スペースとしての機能を有する位置付けをしまいたいと考えております。

一方、展示工事における増額につきましては、前回の総務常任委員会にてご説明しましたが、再度詳細説明をさせていただきます。(e)の欄でございます。

全体で約3,600万円の増額となっております。その主な要因としましては、展示室における建物構造上、どうしても必要な柱の位置の維持に係る展示ケースの増加、展示ケース内における地震に対する免震台の追加などの展示造作や照明設備の工事費としまして約1,450万円、当委員会でもご指導のありました実物大の石棺を用いた追体験的な演出等の展示関係の設計変更に伴い約1,400万円となっております。

以上のことから、設計変更に伴い事業概算額が、一番下の欄でございます。4億6,658万円となりまして、概算ベースでの比較として約1億1,533万3千円の増加となっております。なお、今後の当事業の進め方といたしましては、平成20年度着手の計画で、現在の工程計画としまして工事全体で1年間を要すると考えております。このことから、来年の6月議会の議決後の着手といたしますと、平成

21年度の7月頃の完成となります。こうしたことから、事業期間につきまして、まちづくり交付金事業として奈良県を通じまして近畿整備局と協議をいたしましたところ、2ヶ年に割振ってはどうかとの指導を得ましたことから、平成20年度と平成21年度の2ヶ年の継続事業として進めさせていただく計画であります。

また、現在事業区分として分けております建物建築費と展示設備費におきまして、展示設備のなかにも建物建築と一体的に施工できる内容もございますことから、事業費概算額の総額としては変わりませんが、今後の工事のあり方を検討する段階におきまして、内容を割振る作業で、今回ご提示しております建築工事費と展示工事費として表示しました数字に増減が生じることもございますことをご了承いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、(仮称)文化財活用センター整備に伴う整備費に対しますお詫びと訂正のご報告とさせていただき、委員皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。よろしくようお願いいたします。

委員長

先程、教育長から、前回の委員会の提出資料の中で、数値の誤りがあったことに対し、謝罪の言葉が述べられましたが、議会が審議するにあたりましては、提出された資料をもとにして審議をしていくわけでございますので、これに誤りがあると、適切な審議ができない、また場合によっては、誤った審議にもなりかねないということにもなるわけでございますので、理事者の皆様方におかれましては、委員会に資料を提出していただく際には、数値等に誤りがないか、またわかりやすい資料になっているかなど、十分に精査をされて提出していただくようお願いしておきます。

それでは、質疑意見等があればお受けいたします。



紀委員

すいません。この国宝の里帰りにですね、建築費増額なってるこの2,700万円と諸々が必要になってくるかと思うんですけども、それと先般、勉強会の際に国宝の輸送費に約100万円はかかるということでお聞きしたんですけども、素直に住民側からしてみたら、何で3,000万円もかけて国宝帰らす必要があるんやという疑問も湧いてくるところなんですけども、ただ、先輩議員さんが色々協議されまして、検討していただいている部分がありますんであれなんですけども、これを活かしてですね、ソフト面での観光客誘致とか、住民のふれあう場所にするとかいう、そういうソフト面でのことで何かお考えになっておられるんでしょうかね。これを活用する方法ですね。

生涯学習  
課長

今、紀委員さんおっしゃりますように、特別、特殊な工事費が2,600万円かかるという中では、やはり国宝持ち帰る中で、博物館相当の設備が必要という中で、それも斑鳩町が今までのこの事業進める中で、最大目的の中で、こっだけ費用かかるということと、そしてまた今後そういうソフト事業何か考えておられるのかという中では、活用センターの位置付けといいますと、展示をいたしまして、藤ノ木古墳の里帰り展示が可能であり、通常展示といたしましては、レプリカ展示に加えて、藤ノ木古墳と斑鳩の歴史、文化を紹介する映像によるガイド機能と、もう一つが、今の土地の旧法務局の東側に隣接土地を公有化いたしまして、展示物の解説や管理を行う専門職員をはじめ、文化財行政の窓口業務を行う事務室や特別収蔵庫、遺物の整理作業のできる部屋を兼ね備えました建物を管理棟として新設すると。このように文化財の拠点施設となるこれらの二つの建物の機能をもって、文化財活用センターの位置付けをしており、ここらを拠点として、斑鳩町の文化発信の所としていきたいと考えております。

紀委員

私言うのはね、この活用の仕方なんですけども。法隆寺年間相当数の観光客来られますでしょう。それに藤ノ木古墳とその文化財活用センターを入れたようなモデルコースを発信して、観光客の大幅な誘致

に挑戦するとかそういう事は出来ないんでしょうかね。

教育長

以前からも申し上げておりますように、この特別収蔵庫の特別展と言いますか、そういうものについては、やっぱり年1回ないしは2回を考えていきたいという風に思っております。そうした時には当然PRもしていかなきゃいけないだろうと思っておりますが、通常やっておりますのは、斑鳩町から出土した遺物の展示をさせていただくと。そして、今、町内の観光ルートというんですか、案内板がございますが、そういった所にも藤ノ木古墳、藤ノ木の文化財活用センターの位置、順路といたしますか、そういうものを整備いたしまして、観光客の皆さん方に案内をしていきたいという風に思っています。また法隆寺に来られる方を藤ノ木古墳、或いは文化財活用センターに誘導できるような通路というんですか順路というんですか、そういうものも、案内板によって誘導していくという風な事も今現在検討いたしておりますので、そういった事をしながら、藤ノ木或いは文化財活用センターの方に観光客の誘導をしていきたいという風に思っております。当然、iセンターの方へもそうした略図といたしますか、そういうものも設置していく必要があるだろうという風に思っております。そうしたことをしながら、多くの観光客が、藤ノ木或いは文化財活用センターの方に来ていただくように努力をしていきたいという風に思っています。

委員長

他ございませんか。

嶋田委員。

嶋田委員

まずこの資料ですねんけどね。参考資料B、平成20年11月26日提出になってるんですけど、単純な間違いだとは思いますが、これ後日見たときに別の日の提出みたいな形になりますんで。私のところだけですか。それは単純間違いということで思ってますんでね。しかし前回の資料とまた今回の資料と数値が違うとかそういう風なんでお詫びされましたけれども、今現にこういう資料が間違いが起こってる

いうことをほんまに真摯に受け止めてはんのかどうか、そこら辺よく注意していただきたいと思います。

それと、前回3億5,570万円ですか、それが3億5,124万7千円だったということなんですけれども、間違いは間違いで結構です。しかも謝罪していただいていますんで、結構なんですけれども、この3億5,570万円という数値はどこが間違ってたんですか。

嶋田委員 数値でね、ここがこうなってああなってとややこしいことであればね、もう後日、文書で、ここが間違ってた、ここがこうなってこうなってこう間違ってたということで、ご報告いただいても結構です。

平田技師 大変申し訳ございませんでした。資料等には十分注意していたつもりでございましたけど、再度そういう点、深くお詫び申し上げます。先程、嶋田委員のおっしゃられた変更点につきましては、嶋田委員からおっしゃられたように細かい数字につきましては、後日、ご説明、文書でさせていただきたいと思います。大きく説明させていただきますと、この平成18年の6月議会に提出させていただいたまでに実施設計が組み上げられてから3ヶ月ほどありまして、その期間の間に積み上げてた資料の表をそのまま写しこみをかけてしまうという誤りをしたものでございます。ですから、金額がその時その時の検討によりまして、増減が発生してきていた途中経過の表を上げてしまったというのが一番の原因でございます。ですから、先程おっしゃられた、どの分がどのように変わったかということにつきましては、後日、詳細に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

嶋田委員 経過途中の移記間違いということであれば、それはもうそんで結構です。別な詳細な数値は結構です。

それとですね、この1億1,500万円の増額ということなんですけれども、これは管理棟、結局、特別収蔵庫、また展示室、これは文化庁ですか、そこからの指導で、国宝に展示するにふさわしい収蔵庫、

また展示スペースということでそれぞれ3,630万円、また3,600万円が増えているという解釈でよろしいんですか。

生涯学習  
課長 今、嶋田委員がおっしゃるとおりでございます。文化庁の指導により国宝を持ち帰るという中で、これだけの施設にしなければならないということで、こういう金額が増えたということでございます。

嶋田委員 先程、教育長が年に1回ないしは2回、国宝展示したいということをおっしゃっておりまして、斑鳩町の住民にとって、年に1回なり2回なり、斑鳩町内で国宝に接する機会が得られるということは貴重な事だと思っておりますので、それに対する設備投資として、それぞれ3,600万円増額になったという事は、私は今までの勉強会等行って、ある程度理解は出来るようになりました。しかしですね、そのその他の工事費で5,070万円ですか、駐車場外堀、植栽、これは当初から出てこなくて、この時に初めて出てきた数値ですね。これについてはどういうことなんですかね。

生涯学習  
課長 当初、基本設計と言いますか、構想の中で、金額を弾いておりましたが、その時にはまだこういうその他工事、外構工事とか、ここに説明されております植栽工事とかキュービクルの設置工事とか、そういうのは含めないで、基本設計、2つの概算額を出したという経緯で、今実施設計をしてこういう金額が出たということでご理解をいただきたいと思っております。

嶋田委員 これ鳥瞰図ですか、見させていただきますとね、その駐車場でもそんなに広くないと。結局、外構関係というんですかね、それに5,000万円かかるいうけれども、そんなに広くないのに、これこれ位かかるんですか。これ特殊ななんか設備等があるんですか。

生涯学習 この中で、駐車場と外堀ですね、それと植栽とで、約2,600万

課長 円、それと電気設備工事というか、幹線引き込みとか、キュービクル設置等で1,600万円、そしてもう一つが給水工事とか、排水工事、外の給水工事、排水工事とか浄化槽設置等で860万円という金額でこういう金額が出てございます。

嶋田委員 それは出てんのはそんでよろしいねんけどもね。この鳥瞰図見ると、そんなに広くないスペースでこれ5,000万円というのはちょっと、私素人なんで、素人の判断ではこんだけもかかんのかという気はしています。財政難で、総合福祉会館も緊急に必要ないからそんなもんやめとけとかいう意見も出ている昨今ですんでね。なるべくならですね、増額分は抑えていただきたいという気持ちは持っておりますのでね、そこら辺は再度精査していただいてですね、その5,000万円が正当な数値かどうかわかりませんが、なるべくなら抑えていただきたいと、これは要望なんですけれどもね。

それとですね、先程教育長が年に1回ないし2回とおっしゃいましたけれども、年に1回の国宝展示でね、やっぱし1億円、これでいくと7,200万円ですか、の増額、設備投資ですね、というのはいかにもそのもったいないと言うんですか、住民の理解を得るのはちょっとしんどいんじゃないかなと。最低でも、年2回、春、秋、法隆寺が秘物展示等されているその時にですね、国宝を展示していただきたいと、そのように思いますけれども、どうですやろ。

生涯学習課長 現在の展示構想といいますと、藤ノ木古墳の出土品を一度に全てお借りするということではございません。これまでに県立橿原考古学研究所博物館の館長や学芸員との間でも、教育長共々協議をしておりますが、何分脆弱な状態の出土品でございますことから、損壊等の事故があってはなりませんので、保存状況が最優先されます。このことから、展示できるものとできないものがあると思われれます。当町の希望としては、年1、2回の展示を希望しておりますが、例えば金銅装透彫鞍金具などの出土品につきましては、館外への貸し出しを制限する

内規があるようです。そのような中で、展示するメインの出土品を決めて、毎回テーマを決めまして、借用、展示していくことになろうかと思えます。

もし、藤ノ木古墳の展示が年1回となりましても、石室の特別公開に合わせ、色々な企画展示を行うことにより、施設の整備を有効に活用してまいりたいと考えております。

嶋田委員 基本的には年2回という事で、文化庁とも協議していただきたいと思えますし、ここは藤ノ木展示コーナーではないんで、文化財活用センターなんですね、せやから藤ノ木に関わらず、その他の国宝等も展示しようと思えば出来るのではないかなと思えますんでね、そこら辺も考えていただきたいとこのように思います。とにかく斑鳩町の町民が、斑鳩町内で国宝に実際に見られる、接する機会というのは貴重な事だと思えますんでね、そこら辺の事を考慮してですね、これからの内容を検討していただきたいと、このように思います。以上です。

委員長 他ございませんか。  
伴委員。

伴委員 先日、勉強会に行かしていただいた時に、櫃考研ですね、あそこで非常に上手く展示されてるなと私感じたんです。上手く、実物とレプリカを上手く並べられ、そして非常にわかりやすくされてたなど。斑鳩でやられる時も同じような形、レプリカなども借りていただいて、そして展示されたらどうかなと思うんですが、その辺り可能であるかどうか、お願いします。

平田技師 ただ今、伴委員さんからおっしゃられたとおり、なかなか出土遺物を見ていただけるだけではご理解の方得られません事から、ああいう復元品というものにつきましては、そういう効果があると考えておりますので、また当町の方で櫃原考古学研究所から借りる際につきまし

ては、その復元品の併せての借用というものも要望させていただいて、なるべく理解の出来るような展示を目指してまいりたいと考えております。

伴委員 一つその辺り努力よろしくお願ひいたします。以上です。

委員長 他ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 1 2月定例会の付議予定議案についてを議題と致します。

1 2月定例議会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることと致します。

初めに、(1)斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、(1)斑鳩町の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

お手元に資料2としてお配りしておりますが、これは改正条例案、新旧対照表そして要旨を付けさせていただいております。説明につきましては一番末尾にございます要旨をご覧くださいながら説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この要旨にもございますように、平成19年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、8月8日に行われたところでございます。このことに基づきまして、国家公務員につきましては、初任給を中心とした若年層に限定した、平均0.35%の引き上げとなる給料表の改定及び少子化対策の一環として、扶養手当の月額を500円引き上げ、

6, 500円とすることについての改正を実施されるということでございます。それと、あと一点でございますが、期末勤勉手当のうち、勤勉手当を0.05ヶ月分引き上げるという事でございますが、この事につきましては、審議官級以上のいわゆる「指定職」につきましては、適用しないこととするなどの給与改正法が、10月30日に閣議決定をされたところでございます。なお、この法案につきましては、平成19年4月1日に遡及して施行されることとなっております。このことに準じまして、当町職員の給与につきましても、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、三点ございます。

まず一つ目は、給料表の改正でございます。人事院勧告のとおり、当町におきましても、初任給を中心とした若年層に限定した改正を行おうとするものでございまして、1級から3級までの給料表の一部を改正するものでございますが、要旨の2枚先に新旧対照表のうち、給料表の改定を載せておりますが、これの1級から3級まで、新旧それぞれ、見えにくいかもしれませんがアンダーラインを引いております。そのアンダーラインを引いているところが改正する部分でございます。1級では1号級から68号級までの改定で、1級での改定率は1.1%。2級では1号級から36号級までの改定で、改定率は0.6%。3級では1号級から16号級までの改定で、改定率は0.02%となっております。この給料表の改正に伴う平成19年度予算への影響額は、52万1千円となります。

改正点二つ目でございますが、期末勤勉手当の支給月数の改正でございますが、現行の4.45ヶ月から4.5ヶ月と、0.05ヶ月分引き上げるものでございます。期末手当につきましては、現行の3ヶ月をそのまま据え置くという事にさせていただきますが、勤勉手当につきまして現行の1.45ヶ月から1.5ヶ月と0.05ヶ月引き上げるものでございます。引き上げとなります0.05ヶ月の支給月の振り分けでございますが、本年、平成19年の12月支給分につきましては、後程にも説明をさせていただきますが、特例を設けさせてい



ただきまして、0.05ヶ月分を増額して支給することといたしますが、来年度からは引き上げ分0.05ヶ月を二等分いたしまして、その二等分した0.025ヶ月を、6月と12月にそれぞれ支給している、現在の支給率が0.725ヶ月でございますが、それにプラスして0.075ヶ月とすることとしております。この勤勉手当の支給月数の改正に伴います予算への影響額は、357万2千円となっております。

改正内容の三つ目でございますが、扶養手当の支給月額の改正でございます。少子化対策の推進の一環といたしまして、子などへの扶養手当を、現行の月額6,000円から6,500円と500円引き上げるものでございます。この扶養手当の改正に伴います予算への影響額は、72万6千円となっております。

次に、改正条例の施行期日についてでございますが、12月定例会で議決をいただいた後におけます公布の日から施行することとしておりますが、給料表及び扶養手当の額の改正につきましては、本年、平成19年の4月1日に遡及して適用をさせていただく事にいたしまして、本年の12月に支給する勤勉手当につきましては、先ほども申し上げましたが特例といたしまして、12月1日に遡及させて0.05ヶ月分を引き上げて適用させていただきたいという風に考えております。これらの改正に伴う予算につきましては、12月定例会におきまして、後程補正予算の説明があるかも分かりませんが、12月定例会の補正予算でお願いしたいと考えておりまして、その補正額合計が、先ほどの3つの改正内容の合計が481万9千円の増という事になります。

なお、町長等、常勤の特別職並びに町議会議員さんの非常勤の特別職につきましては、0.05ヶ月分については据え置きとさせていただいております。また、近隣自治体の今回の人事院勧告への対応状況でございますが、確認をいたしましたところ特別職に対しましても、一般職員に対しましても当町とほぼ同様の取り扱いとなっているところでございます。

以上簡単ではございますが、斑鳩町の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。  
伴委員。

伴委員 今、説明受けたんですが、人事院勧告があれば、それで実施していかなければならないもんやと私自身理解してるんですけど。今回上がってるんですが、下がる場合ですね、下がる場合なんかも同じようにずっと当町やってこられたのか、そのあたりちょっとご説明お願いいたします。

総務課長 ご指摘のように人事院勧告が上がればそのように適用させていただきますし、下がれば下がる、当町の給料にも反映させて下げてきた経緯がございます。

伴委員 という事は、今回は上がってますが、以前、結構下がる場面が非常に多かったと思うんですが、そのあたり、ずっと下がってきた経緯もあったと考えさせてもらっていいわけでしょうか。

総務課長 その通りでございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、私の方から少し質問させていただきたいと思えます。

去年もちょっと質問させていただいたわけでございますけれども、

今回、一般職の方の給料、改正するという事でございますけれども、昨年私ちょっと臨時職員の方の給料について質問させていただきました。今回、一般職の給料の改正について、今後、臨時職の方の給料はどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

池田総務部長

総務部長 今現在、平成20年度の予算編成作業に入っているところでございます。今お尋ねの臨時職員の賃金につきましては、今年の予算委員会の時にもご意見をいただいております。また決算監査の時におきましても委員長より意見をいただいております。また、今回もいただきましたけれども、今日までいただいております意見を踏まえながら十分検討を行っていき、今後作業を行ってまいりたいと考えております。その作業を行う中で決まった案が出ましたらまた委員会にお示ししてご説明を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 一応、臨時職員の方というのは給料が一割カット、勤勉手当が当初3ヶ月、それが1.5ヶ月になり、また来年は1ヶ月になるというように形でお聞きしております。今回、正職の方は給料上がっていくという形になっておるんですが、このままいけば、まだ臨時職員の方というのは来年、まだ勤勉手当で1ヶ月に減額されるという形になります。そのような事のないようにですね、その辺を考えていただいて、私自身要望したいのは、一番当初の金額出されました時給が800円ですか、それと勤勉手当3ヶ月、これを最低限守っていただきたいなという風に考えておりますので、その点も踏まえて協議していただきますよう要望しておきたいと思ひます。

次に、(2)斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。理事者の説明を求めます。

野崎教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

1 2月定例会の付議予定議案についての（2）斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元に資料3といたしまして、改正条例案並びに新旧対照表、要旨をつけさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。説明につきましては、要旨、新旧対照表によりましてご説明をさせていただきたいと思ひます。まず要旨でございますけれども、3枚目でございます。

町立幼稚園の保育料につきましては、保護者の経済的負担を軽減するため、現行の町立幼稚園の保育料は平成12年度より月額5,700円で据え置き、入園料は徴収しておりませんでした。

しかし、行財政改革の取り組みの中で、受益と負担の適正化を図る観点から、保育料及び入園料につきまして近隣市町村の状況及び地方交付税の単位費用を参考に見直しを行ひまして、平成20年度より保育料を月額5,700円から6,100円に改定するとともに、入園料を新たに5,000円を徴収することとし、12月議会にこの条例の改正を提案させていただき予定をしておりますのでよろしくお願したいと思ひます。

まず新旧対照表でございますけれども、2枚目でございます。本条例の改正箇所につきまして、アンダーラインを引いてる部分でございますのでよろしくお願したいと思ひます。

まずはじめに、題名中でございます。「保育料」の次に「及び入園料」を加える。

次に、第1条 斑鳩町立幼稚園の次に「（以下「幼稚園」という。）」を加え、「保育料」を「保育料及び入園料」に改める。

続きまして、第2条 見出しを「（保育料及び入園料）」に改め、第1号「5,700円」を「6,100円」に改め、第2号で「入園料1人につき5,000円」を新設し、以下各条文につきまして「保育料を」「保育料及び入園料」に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員 これ、前回の定例会の時でしたか、保育所の保育料値上げ、保育料の増額に関して、あれは保育所運営委員会ですか、に何の連絡もなかったこの間ちょっとお聞きしましてんけれども、幼稚園の場合、PTA等に連絡というんですか、協議はされてるんですか。

教委総務課長 町立幼稚園の場合につきましては、保育所のように運営委員会というのをごさいませんけれども、PTA等につきましては連絡はいたしておりません。と言いますのも、斑鳩町につきましては教育委員会におきましては教育委員会並びに校園長会という会がございます。そちらの方でご提案申し上げながらご了承いただいたという事で確認しているところがございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

嶋田委員 校園長会で報告されたという事ですか。

教委総務課長 はい。

嶋田委員 これ、児童に対してね、児童一人に対して町の費用というのはどれ位かかっているんですか。

教委総務課長 今、お手元で資料3-2という事で近隣市町村の状況につきまして資料としてご配布させていただいております中で18年度の決算額でいきますと、一番右端で公費一人当たりの負担額45万4,079円という事がございます。それで19年度になおしますと今現在園児数241名でございますので、19年度予算額から対比しますと一人当たり49万5,783円という事になります。それで今後の改定する

案でいきますと、48万8,963円という事で、一人当たりの公費負担額が約6,820円の減という事であると思います。

嶋田委員 そしたら公費で児童一人に50万近くかかっているという事なんですね。

はい、分かりました。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3) 奈良県市町村会館管理組合の解散について、(4) 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、(5) 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、(6) 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、(7) 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加については、組合の統廃合にかかる案件でありますので、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、3番から、7番までの件につきまして一括で説明をさせていただきます。お手元に資料4を配布させていただいております。この資料4をご覧いただきたいと思います。

表題といたしまして、「奈良県市町村総合事務組合の設立について」とございますが、この5つの提出予定議案は、奈良県市町村会館管理組合及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を解散し、その2つの組合を奈良県市町村職員退職手当組合を基幹組合とし、そこに統合いたしまして、その名称をここにごございますように「奈良県市町村総合事務組合」とするために、この一部事務組合の規約変更や解散等にかかる手続きを定めております地方自治法第286条、同法第28

8条、同法第289条に基づきまして、同法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

この3つの市町村の事務の一部を共同処理している、この3つの組合につきましては資料2ページ目の表にございますように、すべて橿原市にございます奈良県市町村会館に事務所を置くものでございまして、そういうことから、これらを統合しようとするものでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、まず、奈良県市町村会館管理組合でございますが、この組合の事務を新組合に統合することに伴いまして、平成20年3月31日をもって当組合を解散し、その保有する財産を新組合に帰属させる形で処分することとしておりまして、このことに伴う提出予定議案が、3番の「奈良県市町村会館管理組合の解散について」及び4番の「奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について」の2つとなっております。

次に、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合でございますが、これも先ほどの管理組合と同様に解散いたしまして、保有財産を新組合に帰属させる形で処分することとしておりまして、このことに伴います提出予定議案が、5番の「奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について」及び6番の「奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について」の2つでございます。

そして、奈良県市町村職員退職手当組合でございますが、先ほども申し上げましたようにこの組合を基幹組合といたしまして、先に申し上げました2つの組合の所掌事務及び保有財産を承継し、その名称を新たに「奈良県市町村総合事務組合」とするものでございます。そしてそのことと合わせまして、退職手当組合には加入していなかった地方公共団体、これは、奈良市・大和高田市等10市でございますが、この10市を新たに加入させることとしておりまして、このことに伴う提出予定議案が、7番の「奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について」でございます。

それでは、新組合を設立するに至りました経緯等につきまして、説明をさせていただきます。資料2ページ目から見ていただきたいと思うんですけれども「奈良県市町村総合事務組合の設立について(要旨)」がございますが、この要旨につきましては、今回統合しようとしてされている組合におきまして、まとめられました検討資料から作成したものでございます。

まず、現在の状況でございますが、今回統合する3つの組合は先ほども申し上げましたように、同じく市町村会館内に事務所を置き、それぞれの事務ごとに設置をされております。各組合ごとに議会を持ちまして、監査の実施や市町村への諸連絡につきましてもそれぞれ個々に行っているという状況でございます。また、組合規約の変更につきましても、それぞれの構成市町村等において、それぞれの組合ごとに個別に議会の議決等の手続きを行っているところでございます。そうしたことから(2)にございます、総合事務組合設立の必要性のところにも記載しておりますように、市町村負担金等が大半を占めております各組合の財源の効果的な活用や、業務執行の効率化、あるいは人員等の有効活用を図るためには、総合的・一体的に対応できる組織・機構とすることが必要であることから、今回統合するという事としたものでございます。なお、統合によるメリットにつきましては、(3)の総合事務組合の設立することの利点に記載しておりますように、市町村側といたしましては日程調整等の事務連絡における簡素化、経費節減等が挙げられております。また、組合側といたしましては総合的・効率的な事務処理・人員配置等々が挙げられております。統合設立までに至りますスケジュールにつきましては、予定表に記載しておりますのでご一読いただきたいと思いますが、今後、各市町村の12月定例会等におきまして議決を得られた後、県知事への許可申請、そして県知事の許可を経まして、来年の3月31日には組合の解散、4月1日には新組合の発足という流れになっております。なお、12月定例会に提出を予定しております議案の案につきましても、配布させていただいておりますが、各々個々の説明につきましては、割愛をさせて



いただきたいと思いをします。

以上、誠に簡単ではございますが、3番の「奈良県市町村会館管理組合の解散について」から、7番の「奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について」の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員 これ、3つを一つにする事によって結局、各町村が組合へ出す負担額というんですか、それが軽減されるという事なんですか。

総務課長 基本的には組合の設立によりまして3つの組合を統合する事によりまして事務費等について統合が出来るわけでございますので、事務費等については減少が見込まれております。ただし、平成20年度の予算につきましては従来どおりの各町の負担金の数値という事で、20年4月1日以降ですね、新しく設立される組合の議会におきましてそうした負担金等々についての金額等についても決められていくという事になってございます。見込みとしてはその事務費が減少する分につきましては、若干の各町の負担金は減少するのではないかと聞いております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(8)町長専決処分について承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)及び(9)町長専決処分について承認を求めることについて(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)

について)は、同じ事故にかかります損害賠償の額の決定とその予算措置でございますので、一括して説明を求めます。

清水生涯学習課長。

生涯学習 それでは、町長専決処分について承認を求めることについて（損害  
課長 賠償の額の決定について）並びに町長専決処分について承認を求める  
ことについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）につ  
いて）一括してご説明を申し上げます。

まず、1点目の町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）でございます。資料5をご覧くださいと思います。まず、専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

生涯学習 この事故の内容でございますが、去る平成19年8月30日、史跡  
課長 中宮寺跡に設置していた日除けポストが突風により、約30メートル  
先の富重洪一氏所有の家屋まで飛ばされ、家屋の外壁、雨戸、ルーフ  
等を損傷した事故による損害賠償につきまして、平成19年10月5  
日に示談が成立したことから地方自治法第179条第1項の規定によ  
り、同日付で専決処分をさせていただいたことから、同法同条第3項  
の規定により、12月議会に報告し、ご承認をお願いするものであり  
ます。

続きまして、町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）ご説明申し上げます。資料6をご覧くださいと思います。まず、専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

生涯学習 本件につきましては、先ほどご説明申し上げました、突風による事

課長

故に係わります示談が成立し、損害賠償の額も決定をいたしましたことから、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げます。4ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、歳入でございますが、第20款諸収入、第5目雑入におきまして、補正前の額3,488万9千円に対しまして、78万5千円の増額補正をお願いし、合計3,567万4千円とするものでございます。この歳入につきましては、全国町村会から総合賠償保険保険金として受け入れを行うものでございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。第9款教育費、第5項社会教育費の第4目文化財保存費におきまして、補正前の額1億7,198万9千円に対しまして、78万5千円の増額補正をお願いし、損害を受けられた所有者に支払いをさせていただくものでございます。

では、補正予算の1ページにお戻りをいただきたいと思えます。

補正予算を朗読いたします。

( 予算書朗読 )

生涯学習  
課長

なお、本件事故に関しては、突風という異常気象によるものでありますが、堅固な構造物で緊結していなかったことを深く反省し、町管理物件の一斉点検を行い、事故の再発防止に努めたところでございます。

以上、簡単でございますが、町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）並びに町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

以上、12月定例議会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題と致します。

まず初めに、(1)平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、当委員会所管に関わりますものについて、理事者の報告を求めます。

面巻企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、各課報告事項の(1)平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてのうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の資料7をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第14款国庫支出金では、教育費国庫補助金で、私立幼稚園就園奨励事業において、認定を行いました結果、当初見込みを超える認定状況となりましたことから、幼稚園就園奨励費補助金63万9千円の増額補正をお願いしております。

以上1点が歳入に関わります補正の内容でございます。

次に、裏面に移って頂きまして、歳出予算の補正についてでございます。

今回の補正予算では、本年4月に実施いたしました人事異動等に伴う精算を行うための人件費の補正、そして先ほど総務課長からご説明申し上げました人事院勧告による月例級の改定及び勤勉手当・扶養手当の改定に伴う補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいているところでございます。その総額は、940万6千円の減額補正となっております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして、ご説明をさせてい

たきます。

はじめに、第2款総務費では、一般管理費で、職員の産休等にかかる臨時職員の雇用が当初見込みを上回る見込みから、臨時職員賃金等で220万8千円の増額補正をお願いしております。また、都市建設部所管にかかるものではございますが、交通安全対策費で、平成18年度施工の町道407号線道路改良工事に伴いまして、斑鳩西小学校区の目安・法隆寺第3団地学区における通学路を三代川左岸に変更され、工事竣工後におきましても当該路線を通学路として使用する旨の申告がございましたことから、登下校時における児童の安全を確保するため、転落防止柵の設置費用226万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、第9款教育費では、私立学校振興費で、歳入のところで申し上げましたとおり、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込を上回りましたことから、その所要額191万7千円の増額補正をお願いしております。小学校保健体育費では、人事異動により生じた給食調理員の欠員について、臨時職員を配置いたしましたことから、その賃金等所要額140万4千円の増額補正をお願いしております。また、幼稚園費では、これも人事異動により、用務員を正職員で配置いたしましたことから、用務員業務委託にかかる費用88万8千円の減額補正をお願いしております。

最後に、第12款予備費では、今回の補正に要します財源1,033万8千円を充当させていただく補正をお願いしているところでございます。

以上で、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員 斑鳩町の町立幼稚園、就園率言うんですか、それはどうなってますか。

教委総務課長 19年で申しますと今現在241名という事でございますので、就園率につきましては34.6%という事でございます。

嶋田委員 34.6%。これ、結局各幼稚園でまだ空きがあるという事ですか。

教委総務課長 今申し上げましたのは幼稚園に入園している児童数という事で斑鳩町在住の3歳から5歳の園児数を入園数で。

( 「分かりました。」との声 )

教委総務課長 定員が500名でございますので、今園児が241名という事で48.2%でございます。

嶋田委員 50%に満たないという事ですね。これ、私立幼稚園ですね、行ってはる方に奨励金出してるという事ですね。これ、町立の幼稚園に来てもらうわけにはいかんのですか。

教育長 おっしゃるとおり、町の施設に空きがあるという事で色々内容等検討しながら園児の募集をいたしておりますけれども、なかなか集まっていだけないというのが現状でございます。先日も幼稚園の教育課程の研究会を西幼稚園でさせていただいて、幼稚園の施設のあり方等についても勉強しているわけですが、これは県下の指定校ということでやっているんですが、そうした内容の検討もさせていただいておりますし、あるいはまた斑鳩幼稚園では特別というのか英会話、幼稚園から英会話というような、取り組んでもおりますし、またそれぞれの幼稚園で遊びを通して子どもたちがいきいきと暮らせるように、

生活できるようにという事で色々工夫しながら取り組んではいるんですけども、なかなか入っていただけないというのが現状でございます。それだけ、子どもたちの数が減少してきた。そして私学について定員いっぱいの募集をされていると、募集の日も非常に早くされます事からそうしたふうになっていると思いますし、また嶋田委員おっしゃるように就園奨励費が非常にこの頃高額になってきています。これは事実でございます。これは国の少子化対策の中で実施されております事でございます。これを中止するという事にもなりませんので、町としても国の施策あるいは少子化対策に応じる必要があるだろうという事で、実施をしているところでございます。いずれにいたしましてもやっぱり町立幼稚園が空いております事からそうした出来るだけ多くの方々が来ていただけるように工夫をしていきたいという風に考えているところでございます。

嶋田委員 分かりました。単純に考えてですね、町立幼稚園が満杯であると。そしたら保護者の方が泣く泣く私学に入れな仕方ないねんという事であれば奨励金は納得できるもんでありますけれども、先ほどおっしゃったように、私学で独特な教育をされてると、それを我が子に受けさせたい為に私学へ行かれてる場合に、奨励金というのはどうも腑に落ちん気がします。これは以前から色々質問等はあったとは思いますがけれども、先ほど園児一人当たり、公費約50万円かかると。これが来ていただいたら半分とまではいかへんけども、だいたい30万円に落ち着くのではないかなという風な事も考えられますので、やはり町内の町立幼稚園に来ていただくように、特色のある教育、それぞれの幼稚園でやっていただけたら幸いかなと思います、以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、（２）職員採用試験の実施結果について、報告を求めます。  
清水総務課長。

総務課長 本年度実施をいたしました職員採用試験につきましては、去る８月  
２３日の当委員会におきまして、受験資格でございますとか、第一次、  
第二次の試験日程につきまして報告をさせていただきましたが、今回、  
その試験結果についてご報告させていただきます。

まず、９月１６日（日）に実施いたしました第一次試験及び１０月  
２１日（日）に実施をいたしました第二次試験の結果、一般事務職で  
４名、男３人・女１人の４名、保健師で２名を、来年度の採用予定者  
といたしまして、１１月上旬に本人宛てに通知をしたところでござい  
ます。この採用予定者数につきましては、委員の皆様方もご認識をい  
ただいておりますように、本年の４月１日現在におけます職員数が定  
員適正化計画の数値を大幅に下回ることとなっている状況等から、そ  
の欠員を計画的に補充するものでございますが、そのことに加えまし  
て、保健師につきましては、来年度から従来の「健康診査」、「保健  
指導」に変わりました「特定健康診査」「特定保健指導」が実施され  
る形になったこと、かつ介護保険法等の改正によりまして要介護認定  
申請に係る調査につきましては、市町村が直接実施することとなった  
ことによりまして、保健センターの業務量が大幅に増加することが見  
込まれます事から、２名を採用することとしたものでございます。

以上、簡単ではございますが、職員採用試験の実施結果につきまし  
ての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい  
たします。

（ な し ）

委員長 他に理事者の方から報告しておくことはありませんか



( な し )

委員長 以上をもって、各課報告事項については、終わります。  
続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。

( な し )

委員長 その他については、これをもって終了します。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして、副町長の挨拶をお受けします。 芳村副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

( 午前10時28分 閉会 )